



人槽	補助金額
5 槽	375,000 円
7 槽	438,000 円
10 槽	555,000 円

浄化槽設置工事・設置に対する補助内容

生活環境整備の促進と水酸化率向上の施策は、合併処理浄化槽設置にかかる排水放流先確保の状況と施策は。

**Q1** 本村の生活環境の整備に関し次について質問します。



## Q 生活環境整備の手法は

## A 水酸化率向上への努力

西村 繁議員（新志会）

**A1** 下水道などの汚水処理施設の向上及び公共用水域の水質保全を図っていく上で欠かすことのできない重要な施設です。本村では、県が策定した「新全県域汚水適正処理構想」および「全県域汚水処理実施計画」を受けて、13年度に「滝沢村汚水処理実施計画」を策定し、この計画に基づき公共下水道、農業集落排水および浄化槽設置整備事業により、汚水処理施設の普及率向上に努めています。

浄化槽整備事業につきましては、元年度から事業を導入し、普及促進に努めています。浄化槽は、個々の条件にもよりますが、整備手法として非常に有効なものと認識しており、今後一層の普及促進を図ってまいります。

現在、浄化槽を設置することについての許可権限は盛岡保健所であり、放流先を確保できない場合、基本的には浄化槽の設置を認めていません。放流先の具体例は、河川、農

業用水路、道路側溝等になります。が、いずれの場合もそれぞれの管理者の許可を要することとなっています。

なお、地下浸透方式につきましては基本的には認められていません。放流先の確保にあたっては、土地の所有者や浄化槽を設置しようとする方が、個人の責任において確保しています。

村としては、排水処理、水酸化を始めとする生活環境の保全や改善のため、浄化槽の普及を願うものであります。現在の厳しい財政状況等から、現時点での村負担による排水放流先の確保は極めて困難であることをご理解願いたいと思えます。今後は、地域事情を考慮した運用について、関係機関にさまざまな機会を通じて働きかけをしてまいります。